

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
・包括外部監査契約の締結	総務文書課
◎ 公 告	
・令和6年度技能検定試験(随時2級及び随時3級:追加公示)の実施	雇用労働政策課
・土地改良区の役員の就退任(3件)	農村整備課
・土地改良区の定款変更の認可(3件)	〃
・測量の終了(2件)	建設企画課
・公開による意見の聴取の実施	建築課
◎ 公安委員会告示	
・地域交通安全活動推進委員の委嘱	交通企画課

## 告 示

### 長崎県告示第301号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定に基づき、次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第6項の規定に基づき告示する。

令和6年5月10日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 契約の期間の始期  
令和6年4月1日
- 2 監査に要する費用の額の算定方法  
契約で定める基本費用の額並びに実績に基づく執務費用及び実費の額を合算した金額。ただし、契約で規定する額を限度とする。
- 3 契約を締結した相手方の氏名及び住所  
氏名 青野 悠  
住所 長崎県長崎市古町30番地パティオM402
- 4 監査に要する費用の支払方法  
契約の定めるところによる。

## 公 告

### 令和6年度技能検定試験(随時2級及び随時3級)の実施(公告)

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定に基づき、令和6年度技能検定試験(随時2級及び随時3級)の実施について次のとおり公示する。

令和6年5月10日

長崎県知事 大石 賢吾

## 1 実施職種

- (1) 随時2級  
機械加工（数値制御旋盤）
- (2) 随時3級  
機械加工（数値制御旋盤）

## 2 試験の方法

上記の職種について実技試験及び学科試験を実施

## 3 技能検定の検定手数料、実施期日及び実施場所

## (1) 実技試験

ア 手数料 18,200円

イ 実施期日

令和6年5月10日（金）から令和7年3月31日（月）までの間において、別途長崎県職業能力開発協会が指定する日

ウ 実施場所

別途長崎県職業能力開発協会から通知する場所

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、職種によっては公表しないものもある。

## (2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日

令和6年5月10日（金）から令和7年3月31日（月）までの間において、別途長崎県職業能力開発協会が指定する日

ウ 実施場所

別途長崎県職業能力開発協会から通知する場所

## 4 受検申請の手続

## (1) 提出書類

技能検定受検申請書

## (2) 提出先

長崎県職業能力開発協会

〒851-2127 西彼杵郡長与町高田郷547-21（技能・技術向上支援センター内）

電話 095-894-9971

## (3) 受付期間

随時

## (4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書の用紙は、長崎県職業能力開発協会で作成する。

なお、受検申請用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、140円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

## 5 手数料の納付方法

実技試験手数料又は学科試験手数料は、申請書に添えて、長崎県職業能力開発協会に納付すること。また、手数料を郵送する場合は現金書留とし、申請書を同封のうえ郵送すること。

なお、受検申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

## 6 合格者の通知

## (1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、長崎県職業能力開発協会が書面によりその旨を通知する。

## (2) 技能検定合格証書等の交付

技能検定合格者には長崎県知事名の合格証書を交付する。

7 その他

技能検定について不明な点は、長崎県職業能力開発協会又は長崎県産業労働部雇用労働政策課に問い合わせること。

**土地改良区の役員の就退任（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、南島原土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和6年5月10日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
永 友 誠	南島原市北有馬町乙3086番地	永 池 充 宏	南島原市北有馬町乙3223番地
山 口 俊 一	南島原市南有馬町丙3364番地	江 島 敏 彦	南島原市南有馬町丙1540番地
川 田 とも子	南島原市深江町丁359番地		
太 田 香代子	南島原市加津佐町戊1803番地		

**土地改良区の役員の就任（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、桃山田土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があった。

令和6年5月10日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所
山 中 眞寿美	雲仙市千々石町丙2772番地
荒 木 由紀子	雲仙市千々石町丙2037番地

**土地改良区の役員の就退任（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、小迎南風崎土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和6年5月10日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
高 木 禎一朗	西海市西彼町平山郷2447-28	川 口 芳 治	西海市西彼町小迎郷661

**土地改良区の定款変更の認可（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和6年3月

28日総代会議決)を認可した。

令和6年5月10日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 南島原土地改良区  
認可年月日 令和6年5月1日

#### 土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和6年3月18日総代会議決）を認可した。

令和6年5月10日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 桃山田土地改良区  
認可年月日 令和6年5月1日

#### 土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和6年3月18日総代会議決）を認可した。

令和6年5月10日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 柚木土地改良区  
認可年月日 令和6年5月1日

#### 測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から基本測量（国土広域情報 修正）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和6年5月10日

長崎県知事 大石 賢吾

基本測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎県全域	令和6年3月31日

#### 測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、時津町長から公共測量（数値地形図修正）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和6年5月10日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
時津町 左底郷、元村郷、野田郷	令和6年2月26日

#### 公開による意見の聴取の実施（公告）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、同条第7項ただし書の規定による許可をすることについて、公開による意見の聴取を次のとおり実施する。

令和6年5月10日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 意見の聴取の日時 令和6年5月13日（月曜日） 14時00分から  
2 意見の聴取の場所 栗面町公民館  
3 意見の聴取の対象建築物  
(1) 建築場所 諫早市栗面町125-7、104-7、104-8、104-12、104-13、104-14  
(2) 建築主住所及び氏名 長崎市若葉町3番20号  
日産プリンス長崎販売株式会社 代表取締役 末永 征四郎  
(3) 用 途 自動車修理工場・自動車販売店  
(4) 構造及び規模 鉄骨造2階建

	建築面積 (平方メートル)	延べ面積 (平方メートル)
申請部分	382.40	358.40
申請以外の部分	919.13	1,071.76
合 計	1,301.53	1,430.16

## 公安委員会告示

### 長崎県公安委員会告示第24号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定に基づき、地域交通安全活動推進委員を委嘱したので、長崎県地域交通安全活動推進委員及び長崎県地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成17年長崎県公安委員会規則第8号）第8条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年5月10日

長崎県公安委員会委員長 安部 恵美子

委嘱した者

氏名	連絡先	活動区域
篠崎 英明	佐世保警察署 (0956) 23-0110	佐世保警察署の管轄区域

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八九五)二二一四

印刷所  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥ト